

CREP特別セミナー(東京大学社会科学研究所):
2007年12月17日



ASEAN憲章の評価 : 域内経済協力の視点から

清水一史

(九州大学)

shimizu@en.kyushu-u.ac.jp



構成

- 課題
- ASEAN域内経済協力の展開
- 第13回ASEAN首脳会議とASEAN憲章
- ASEAN憲章の評価：ASEAN憲章と域内経済協力
- ASEAN憲章と域内経済協力を巡る論点



課題

ASEAN加盟10カ国が2007年11月20日に
ASEAN憲章に署名

- 今回署名のASEAN憲章をどう評価するか？
- ASEAN域内経済協力の視点からはどう考えられるか？



ASEAN域内経済協力の 展開



ASEAN域内経済協力の展開:1976— 1997

- 1976年第1回首脳会議と「ASEAN協和宣言」から開始:
集团的輸入代替重化学工業化戦略
- プラザ合意以後の構造変化と1987年第3回首脳会議と
「マニラ宣言」で転換:集团的外資依存輸出指向型工業
化戦略へ
- 1990年代の構造変化とASEANの対応
 - AFTA、AICOと展開とインドシナへの加盟国拡大
- アジア経済危機とASEANの対応
 - 1997年第2回非公式首脳会議と「ASEAN Vision 2020」・1998年
第6回首脳会議と「大胆な措置に関する声明」
 - 域外国の支援・ASEANプラス3枠組の構築



アジア経済危機後の構造変化と ASEAN域内経済協力

- アジア経済危機後の構造変化
 - 中国の急成長と影響力の拡大
 - WTOによる世界大の貿易自由化の停滞とFTAの興隆
 - 東アジアの相互依存性の拡大と東アジア大の地域協力の形成
- 域内経済協力の遠心力の拡大
 - 従来からの遠心力
 - 利害対立を引き起こす諸要因
 - 利害対立を阻止する政策や機構の未整備
 - 新たな遠心力
 - 加盟国の拡大と経済格差
 - 各国の域内経済協力に対するスタンスの違い: 各国の独自のFTAの追求
 - より広い協力枠組みの構築



ASEANの対応：域内経済協力の深化と 経済格差の是正

- 2003年1月1日AFTAの原加盟6カ国での確立：関税を原則0-5%に切り下げ
- 2003年10月第9回首脳会議「ASEAN協和宣言Ⅱ」とAEC（ASEAN経済共同体）
 - AEC：2020年までに財・サービス・投資・熟練労働力の自由移動に特徴付けられる単一市場・生産基地を構築する
 - AC（ASEAN共同体）の中心はAEC
 - 投資を呼び込むためにAEC：集団的外資依存輸出指向型工業化戦略の側面
 - AECは、ASEAN首脳によるASEANによる直接投資を呼び込む能力への危惧による
 - 新たな投資受け入れ先としての中国・インドの台頭を背景
- 2004年12月第10回首脳会議とVAP（ビエンチャン行動計画）
 - 域内経済格差の是正



域内経済協力の深化： 憲章制定とAECへ向けて

- 2005年12月第11回ASEAN首脳会議（第1回EASも開催）
 - ASEAN憲章の制定に合意：「ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」
- 2007年1月第12回首脳会議
 - 「ASEAN憲章のブループリントに関するセブ宣言」
 - AECの2015年への前倒しを承認：「ASEAN共同体の15年成立前倒しに関するセブ宣言」



ASEAN域内経済協力の重要な特徴(1)

- 発展のための外資の確保: 中国とインドの台頭で更に危機感、輸出市場の確保、外資による域内国際分業の支援の要因: 1987年からの集団的外資依存輸出指向型工業化の側面
 - BBCスキーム、AICOスキーム、AFTA、AIA、AEC
- ASEANにとっては、発展のための資本の確保、市場の確保が常に不可欠、自らの協力・統合のための域外からの資金確保も肝要
- この政策的特徴は、更に、東アジア地域協力を含めた広域制度整備やFTAの整備を不可避とする。
- しかしそれは常に自身の埋没の可能性を増大させる。
- それゆえ、イニシアチブの確保と自らの協力・統合の深化が求められる



ASEAN域内経済協力の重要な特徴(2)

- ASEAN: 域内経済協力と同時に域外経済協力が展開
- ASEANは、東アジア地域協力においてきわめて重要な位置
 - 東アジアの地域協力においてはASEANが交渉の場を提供
 - ASEAN拡大外相会議、ASEANプラス3、日中韓、ARF
 - ASEAN域内経済協力の延長に一部の協力が東アジア大に拡大
 - ASEANルール・システムの東アジアへの拡大
 - ASEANが東アジアにおけるFTA構築の最重要な軸: ASEANを軸としたFTA網
- 東アジア地域協力における地位の維持のためにも、協力・統合の深化が求められる
- 利害対立の解決、経済合意の履行のための制度の整備も重要

(清水(2007)「東アジアの地域経済協力とFTA」高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究叢書1:越境』慶応義塾大学出版会、清水(2007)「中国とASEAN」川島真編『中国の外交』山川出版社、清水(1998)『ASEAN域内経済協力の政治経済学』ミネルヴァ書房等、参照)

第13回ASEAN首脳会議と ASEAN憲章



2007年11月一連のASEAN首脳会議

- 第13回ASEAN首脳会議
- 第11回ASEANプラス3首脳会議
 - 「東アジア協力に関する第2共同声明」
- 第11回ASEAN中国首脳会議
- 第11回ASEAN日本首脳会議
 - AJEPA(ASEAN日本経済連携協定)に合意
- 第11回ASEAN韓国首脳会議
- 第6回ASEANインド首脳会議
- 第3回EAS
 - 「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」
- ASEANEU記念首脳会議



第13回ASEAN首脳会議

- 「ASEAN憲章」に署名
- 「AECブループリント宣言」
 - AECの2015年までのロードマップ:他の2つは次回
 - 分野毎の目標とスケジュールを定める
 - 単一の市場と生産基地(財の自由移動、サービスの自由移動、投資の自由化、資本の自由移動、熟練労働力の自由移動、統合優先分野、食品・農林業)、競争力を有する経済圏、平等な経済発展、グローバル経済への統合
- 「環境保全に関するASEAN宣言」
 - 温暖化対策でASEANが積極的に関与
- 「国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)第13回条約国会議及び京都議定書第3回締約国会合に関する宣言」



ASEAN憲章案の経過

- 2004年11月第10回首脳会議
 - 「VAP」:ASEAN憲章制定に向けての作業実施を規定
- 2005年12月第11回首脳会議
 - 「ASEAN憲章の制定に関するクアラルンプール宣言」において、EPG(賢人会)に憲章案作成を要請
- 2007年1月第12回首脳会議
 - EPGが「ASEAN憲章に関するEPG報告」を提出
 - 「ASEAN憲章ブループリントに関するセブ宣言」
 - 「EPG報告」を基にHLTF(ハイレベルタクスフォーラス)により起草作業



ASEAN憲章の内容(1)

第1条 目的

- 地域の平和、安全、安定を維持強化する
- 地域的強靱性を強化する
- 核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを維持
- 安定、繁栄し、高度な競争力を有する、経済的に統合された、単一市場と生産基地を創出する
- 域内での貧困を削減し域内発展格差を縮小する
- 民主主義を強化し、グッドガバナンスと法の支配を強化し、人権と基本的自由を促進する
- 地域の環境保護を保障する、持続可能な発展を促進する
- 地域アーキテクチャーにおける域外パートナーとの関係・協力において主要な推進力であるASEANの役割を維持する



ASEAN憲章の内容(2)

第2条 原則

- 独立、主権、領土を尊重する
- 加盟国の内政への不干渉
- ASEANに共通の利益に深刻に影響を与える案件に関して協議を強化
- 法の支配、グッドガバナンス、民主主義の原則を支持する
- 基本的自由、人権を尊重、社会的正義を推進
- 国連憲章、国際法、国際人権法を支持
- 多角的貿易ルールと(経済に係る)ASEANのルールに基づいたレジームを支持

第3条 ASEANの法人格

- ASEANは、多国間組織として、法人格を付与する

ASEAN憲章の内容(3)

組織

第7条 ASEAN首脳会議

- ASEANの最高意思決定機関である
- 大臣級の事務局長を指名する
- 年2回開催される

第8条 ASEAN調整評議会

- ASEAN外相で構成され、最低年2回開催される

第9条 ASEAN共同体評議会

- ASC、AEC、ASCC評議会構成され、最低年2回会合する

第10条 ASEAN部門別閣僚組織

第11条 ASEAN事務局長とASEAN事務局

- 任期5年でアルファベット順の加盟国持ち回りで選出される
- ASEANの協定や決定の実行状況をモニターする
- ASEANの見解を代表する

第12条 常駐代表

- ・各加盟国は、ジャカルタに大使級のASEAN常駐代表を指名する

第14条 ASEAN人権機構

- ・人権と基本的自由の促進と保護に関する憲章の目的と原則に合わせて、ASEANはASEAN人権機構を設置する



ASEAN憲章の内容(4)

決定方式

第20条 協議とコンセンサス

- 基本原則として、ASEANにおける意志決定は、協議とコンセンサスに基づく
- コンセンサスが得られない場合は、首脳会議が決定方式を定めることができる
- 重大な憲章違反がある場合には、その案件はASEAN首脳会議に委任される

第21条 履行と手続き

- 経済合意(コミットメント)の履行に関しては、コンセンサス(全会一致)のもとで、ASEANマイナスX方式を含む柔軟な方式を取ることができる

紛争解決

第26条 未解決の紛争

- 紛争が解決出来ない場合には、(本憲章の先の規定の適用の後に)ASEAN首脳会議に決定を委任される

第27条 コンプライアンス

- 事務局長は、紛争調停についての成果、提案内容、決定事項に関するコンプライアンスを監視する



ASEAN憲章の内容(5)

運営と手続き

第34条 ASEANの使用言語

- ・ 英語

アイデンティティーとシンボル

第35条 ASEANアイデンティティー

- 共通のASEANアイデンティティーを促進する

第36条 ASEANモットー

- ・ 一つのビジョン、一つのアイデンティティー、一つの共同体

第37条 ASEANの旗

第38条 ASEANのエンブレム

第39条 ASEANの日

第40条 ASEANの歌

対外関係

第41条 対外関係

- ASEANは地域協定において主要な推進力となる



EPG報告とASEAN憲章

- EPG報告を基にしているが、EPG報告の重要な部分は採用されず
- EPG報告
 - コンセンサス方式を見直し、一部多数決方式を取り入れることを提案
 - ASEANの目的や原則に対し重大な違反行為があった場合には、ASEANからの除名を含む権利特権の停止を提案
- しかしASEAN憲章では
 - 意思決定は協議とコンセンサスを原則、それが不可能な時には首脳会議に決定を委任
 - 重大な義務違反の時には首脳会議に委任



ASEAN憲章の評価

- ミャンマーを含めた全加盟国が署名したこと自体が成果
- ASEANの存立基盤の強化: 宣言ではなく法規則に発展
- ASEANの目標、基本原則、ルールを決定、成文化
- 制度の新たな構築と整備
 - 各国が、憲章に書かれている原則やルールに規範付けられる
 - 合意事項の順守義務が強化される
 - 共同体実現へ向けて方向付けられる、加速させられる

しかし

- 多くの部分は未定
- コンセンサス方式等、これまでの主要な原則は維持
- 罰則規定は打ち出されていない
- 実際に発効されるか、具体的な内容をどう詰めていくかが課題。実際の成果は今後の展開による



ASEAN憲章と域内経済協力(1)

- 目的でAECを明文化:経済目標の最上位
- 目的で経済格差の縮小を明文化
- 目的で(経済関係を最重要点とする)東アジア地域協力における推進力としての役割の維持を明文化
- 原則で経済に関するASEANルールの支持
- 経済に関する柔軟な決定方式(ASEANマイナスX方式)の明文化



ASEAN憲章と域内経済協力(2)

憲章制定は域内経済協力の深化のための重要な一歩

- ASEAN憲章の制定自体が、AECの実現のためという側面
- AECの実現を含めた目標の明文化による域内経済協力の推進
- ASEAN憲章に含まれる多くの制度化の実現により、AECの実現と域内経済協力の深化(更には東アジア地域協力における地位の維持)を支援
 - 紛争の解決・利害対立の解決
 - コンプライアンス規定を含め経済合意の履行の圧力を増し、域内経済協力の深化を支援: 従来は合意しても実際にはすぐに履行されないケースが多い(AFTAの例)
- しかし、今後実際に発効されるか、どのように制度が整備されるかによる



ASEAN憲章と域内経済協力の 今後をめぐる論点

- ASEAN憲章は無事に批准され発効されるか？
- 紛争解決機能、人権機構等は機能していくのか？未定部分はどのように決定されるか？決定方式等は今後修正されていくのか？今後、労働保護規定等も含まれていくのか？
- 1976年「ASEAN協和宣言」を基に開始されたASEAN域内経済協力は、「ASEAN憲章」を弾みとして更に深化へと向かうか？AECへの実現へ向かうか？
- ASEANは確固とした協力・統合の基盤を固め、東アジア地域協力の主要な軸となれるか？